

屋久島町観光基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第2次屋久島町観光基本計画（以下「基本計画」という。）策定のため、屋久島町観光基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

- 2 委員は、別表第1に掲げる者の中から町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画の策定を終えた日までとする。ただし、任期中であっても当該所属機関の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等の事情が生じたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、議決をする必要があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(担当者会)

第7条 委員会の所掌事務を補完し、基本計画の施策の検討を行うなど議事の円滑な進行を図るため、屋久島町観光基本計画策定委員会担当者会（以下「担当者会」という。）を置く。

- 2 担当者会は、委員15人以内をもって組織し、別表第2に掲げる者の中から町長が委嘱する。
- 3 担当者会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 担当者会の議長は、あらかじめ委員長の指名する者がこれにあたる。

(庶務)

第8条 委員会及び担当者会（以下「委員会等」という。）の庶務は、観光まちづくり課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営については必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和6年8月22日から施行する。

(会議の招集の特例)

第2条 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(有効期限)

第3条 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

所 属 機 関	人 員
屋久島町	1人
屋久島町議会	1人
屋久島観光協会	1人
屋久島町商工会	1人
屋久島町区長連絡協議会	1人
屋久島町地域女性団体連絡協議会	1人
種子屋久農業協同組合屋久島支所	1人
屋久島漁業協同組合	1人
屋久島森林組合	1人
鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所	1人
公益財団法人屋久島環境文化財団	1人
公募による町民委員	2人
計	13人

別表第2 (第7条関係)

所 属 機 関	人 員
屋久島観光協会	2人
屋久島町商工会	2人
種子屋久農業協同組合屋久島支所	1人
屋久島漁業協同組合	1人
屋久島森林組合	1人
口永良部島選出委員	1人
鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所	1人
公益財団法人屋久島環境文化財団	1人
屋久島町議会	2人
屋久島町	3人
計	15人